

令和4年3月23日

本校生徒の皆さん
本校生徒の保護者の皆さま

都立狛江高等学校長
浜田 浩和

まん延防止等重点措置の終了に伴う都立学校の対応について

日頃から本校の教育活動に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、令和4年3月9日付で「まん延防止等重点措置の適用に伴う都立学校の対応について」についての通知を配布したところです。

国は、3月21日をもって、東京都に対する「まん延防止等重点措置」の終了を決定しました。

一方で、これからの時期は、年度末を挟み、人の動きが活発化する時期であることから、リバウンドに繋がらないようにする必要があります。

このため、東京都においては、3月22日から4月24日までの期間を「リバウンド警戒期間」とし、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備えるとともに、都民、事業者に対し、基本的な感染防止策を徹底することを要請しました。

こうした状況を踏まえ、本校においても、東京都教育委員会の指示を踏まえて、感染拡大のリスクを低減するために、下記のとおり、感染症対策の徹底に努めてまいります。

また、春休みや新学期を迎えるに当たり気の緩みなどによる行動がないよう、学校外における感染症対策の一層の徹底に向けた指導をするとともに、保護者の皆様のご家庭でのご指導もお願いいたします。御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 基本方針

- 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、始業・終業時刻の設定を工夫するなど時差通学を徹底する。
- 学校や地域の感染状況に応じて、オンラインを活用した分散登校や短縮授業を実施することができる。学校において陽性者を確認した場合には、オンライン学習を活用する。

2 生徒に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 毎朝検温、健康観察、登校時の確実な健康チェック
- 教室等における密集の回避（生徒同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）

- 常時換気の徹底、黙食の徹底
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 入室時の手指消毒、食事前後の手洗・手指消毒、共用物使用後の手指消毒
- 授業終了後は寄り道・飲食等をせず速やかな帰宅

(2) 学習活動について

- 飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。

(3) 学校行事について

- 生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染症対策を踏まえた工夫をして実施する。
- 校外での活動に当たっては、参加人数や移動手段、活動内容等について、感染症対策を踏まえた工夫を行う。

(4) 部活動について

- 部活動については、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し状況を確認し対応を検討する。

(5) 放課後及び春季休業中における感染防止対策及び生活指導の徹底について

- 春季休業中についても、生徒の健康管理を徹底するなどの感染症対策を徹底する。
- 不要不急の外出は避ける。
- 生徒のみの会食やカラオケはしない。
- 不要なアルバイトは控える。

3 家庭における感染症対策の徹底

- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合、生徒は登校せず休養する。）
- 十分な換気

4 生徒への個別の配慮

- 特に配慮が必要な生徒に対しては、必要に応じて個別に対応する。
- 感染予防や感染不安により登校できない生徒については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。

〔問合せ先〕

都立狛江高等学校

副校長 高島 英生

電話 03-3489-2241